

令和4年度

第4回

越谷市立図書館協議会資料

日 時 令和5年(2023年)2月22日(水)

午後3時30分～4時30分

会 場 市立図書館 2階 視聴覚ホール

次 第

1 開 会

2 報告事項

- (1) 越谷市立図書館協議会の報告について
- (2) その他

3 協議事項

- (1) 令和5年度の会議日程及び内容について

4 閉 会

【協議事項(1)】

令和5年度の会議日程及び内容について（案） 1

令和5年度の会議日程及び内容(案)

	開催日	開催時間	内 容
第1回	5月9日(火)	午後3時～	令和5年度事業計画について、令和5年度予算について、南部図書室の移転について令和5年度越谷市教育行政重点施策について、第3期越谷市教育振興基本計画・子ども読書活動の推進に係る取り組みの進捗状況について
第2回	8月 1日(火)	午後3時30分～	令和4年度事業報告について、令和4年度決算について、令和5年度先進図書館視察について
第3回	10月20日(金)		先進図書館視察
第4回	2月 6日(火)	午後3時30分～	令和5年度先進図書館視察報告について、令和6年度の会議日程及び内容について

《参考》令和4年度の会議日程及び内容

	開催日	開催時間	内 容
第1回	5月10日(火)	午後3時30分～	令和3年度開催事業について、令和4年度事業計画について、令和4年度予算について、令和4年度越谷市教育行政重点施策について
第2回	8月 2日(火)	午後3時～	委嘱状交付式、越谷市立図書館の概要について、令和3年度事業報告について、令和4年度事業計画について、令和3年度決算について、令和4年度予算について、令和4年度先進図書館視察について
第3回	10月21日(金)	午後3時30分～	越谷市立図書館の主な関係団体の活動内容について
第4回	2月 7日(火)	午後3時30分～	越谷市立図書館協議会の報告について、その他令和5年度の会議日程及び内容について

《参考》令和3年度の会議日程及び内容 ※網掛け部分は開催中止

	開催日	開催時間	内 容
第1回	5月11日(火)	午後2時～	令和2年度開催事業について、令和3年度事業計画について、令和3年度予算について、令和3年度越谷市教育行政重点施策について
第2回	8月 3日(火)	午後2時～	令和2年度事業報告について、令和2年度決算について、令和3年度先進図書館視察について
第3回	2月8日(火)		先進図書館視察
第4回	3月25日(金)	午後2時～	令和3年度先進図書館視察報告について、第3期越谷市教育振興基本計画・子ども読書活動の推進に係る取り組みの進捗状況について、令和4年度の会議日程及び内容について

【協議事項(1)】

令和5年度の会議日程及び内容について（案）2

令和5年度の会議日程及び内容(案)

	開催日	開催時間	内 容
第1回	5月9日(火)	午後3時～	令和5年度事業計画について、令和5年度予算について、南部図書室の移転について、令和5年度越谷市教育行政重点施策について、第3期越谷市教育振興基本計画・子ども読書活動の推進に係る取り組みの進捗状況について、令和5年度先進図書館視察候補地の検討について
第2回	8月 1日(火)	午後3時30分～	令和4年度事業報告について、令和4年度決算について、令和5年度先進図書館視察の内容について
第3回	10月～11月		先進図書館視察
第4回	2月 6日(火)	午後3時30分～	令和5年度先進図書館視察報告について、令和6年度の会議日程及び内容について、令和6年度先進図書館視察について

《参考》令和4年度の会議日程及び内容

	開催日	開催時間	内 容
第1回	5月10日(火)	午後3時30分～	令和3年度開催事業について、令和4年度事業計画について、令和4年度予算について、令和4年度越谷市教育行政重点施策について
第2回	8月 2日(火)	午後3時～	委嘱状交付式、越谷市立図書館の概要について、令和3年度事業報告について、令和4年度事業計画について、令和3年度決算について、令和4年度予算について、令和4年度先進図書館視察について
第3回	10月21日(金)	午後3時30分～	越谷市立図書館の主な関係団体の活動内容について
第4回	2月 7日(火)	午後3時30分～	越谷市立図書館協議会の報告について、その他令和5年度の会議日程及び内容について

《参考》令和3年度の会議日程及び内容 ※網掛け部分は開催中止

	開催日	開催時間	内 容
第1回	5月11日(火)	午後2時～	令和2年度開催事業について、令和3年度事業計画について、令和3年度予算について、令和3年度越谷市教育行政重点施策について
第2回	8月 3日(火)	午後2時～	令和2年度事業報告について、令和2年度決算について、令和3年度先進図書館視察について
第3回	2月8日(火)		先進図書館視察
第4回	3月25日(金)	午後2時～	令和3年度先進図書館視察報告について、第3期越谷市教育振興基本計画・子ども読書活動の推進に係る取り組みの進捗状況について、令和4年度の会議日程及び内容について

○越谷市立図書館協議会条例

昭和30年1月27日

条例第23号

改正 平成12年3月31日条例第7号

平成21年3月25日条例第6号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条の規定に基づき、
越谷市立図書館に越谷市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を
置く。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、越谷市教育委員会(以下
「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 市内に設置された学校の教育関係者
- (2) 市内で活動する社会教育関係者
- (3) 市内で家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

(定数)

第2条 協議会の委員の定数は、12名とする。

(任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、教育委員会は委員に特別の
事情があると認めるときは、任期中であつても解任できる。

2 委員に欠員ができた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期
間とする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和29年11月3日から施行する。

附 則(平成12年条例第7号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(越谷市立図書館協議会委員に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に第8条の規定による改正前の越谷市立図書館協議会条例の規定により委嘱された越谷市立図書館協議会委員は、第8条の規定による改正後の越谷市立図書館協議会条例の規定により委嘱された越谷市立図書館協議会委員とみなす。

附 則 (平成21年条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後、改正後の第1条第2項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成22年7月31日までとする。

○越谷市立図書館協議会運営規則

昭和29年11月3日

教委規則第6号

改正 昭和51年3月18日教委規則第3号

第1条 越谷市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に議長及び副議長各1人をおく。

2 議長及び副議長は協議会の委員（以下「委員」という。）の互選とし、その任期は1年とする。

3 議長は協議会の会議（以下「会議」という。）を主宰する。

4 副議長は議長を補佐し議長に事故があるときはその職務を代宰する。

第2条 会議は図書館長がこれを招集する。

2 会議開催の日時及び場所は会議に付議すべき事件と共に図書館長があらかじめ委員にこれを通知しなければならない。

第3条 会議は定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年4回とし、臨時会は必要がある場合にこれを開催する。

第4条 会議は委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 議事は出席した委員の過半数でこれを決する。

第5条 この規則に定めるものの外、協議会の運営に関し必要な事項は会議においてこれを定める。

附 則

この規則は、昭和29年11月3日から施行する。

附 則（昭和51年教委規則第3号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。